

しっとく

知っ得♡消費生活ニュース

成年年齢の引き下げまであと1年

若者の契約トラブル

2022年4月1日から成年年齢が18歳になり、クレジットカードを作ったり、ローンや携帯電話の契約などが親権者の同意なく自分の意志でできるようになります。一方で未成年者取消権は行使できなくなるので、法律の保護がなくなったばかりの18歳や19歳の若者が悪質業者のターゲットになるおそれがあります。悪質な手口を知り、トラブルを未然に防ぎましょう。

友人からの 儲け話

例えば…
・情報商材
・投資用ソフト
・暗号資産（仮想通貨）

身近な友人や先輩、SNSやサークルで知り合った人から「誰でも儲かる」「1日10万円稼げる」と言われたり、成功体験を聞かされるなど、儲け話を勧誘される

トラブルを防ぐポイント

- ★簡単に儲かる話はないと心得よう
- ★断ることに理由はいりません。必要ないときっぱりと断ろう
- ★借金をしてまで契約しない

恋愛感情に 付け込まれて

例えば…
・高額なジュエリー
・セミナー受講
・投資用マンション

SNSやマッチングアプリで知り合った相手をデートに誘い、アクセサリ等の高額な商品を契約させ、その後連絡が取れなくなる

トラブルを防ぐポイント

- ★相手の好意は商品を守るための手口ではないかと疑おう
- ★借金を勧めるような相手とは、こちらから離れる

無料・お試し

例えば…
・エステ
・美容医療
・語学教室

無料体験後、高額なコースを勧められ、「お金がない」と断っても「分割払いもできる」と強引に契約させられてしまう

トラブルを防ぐポイント

- ★内容や料金、期間、中途解約時の清算方法、購入が必要な関連商品があるかなどを確認しよう
- ★せかされても安易に契約をしない
- ★クーリング・オフや中途解約ができる場合がある

訪問販売や キャッチセールス

例えば…
・新聞
・消火器
・布団のクリーニング

突然の訪問や呼び込みで不意打ち的な勧誘を受け、断り切れなかったり、冷静な判断ができないまま契約をしてしまう

トラブルを防ぐポイント

- ★玄関ドアを開ける前に要件を確認する
- ★断っているのに勧誘を続けることは法律で禁止されています。「必要ありません」ときっぱり断ろう
- ★不本意に契約してしまった時は、8日以内にクーリング・オフしよう

補聴器の購入トラブル

全国の消費生活センターには「勧誘され購入したが医師に不要と言われた」「試聴なしで購入したが雑音がうるさい」等の補聴器に関する相談が寄せられていて、特に通信販売でのトラブルが増加しています。



相談事例

【店舗購入】 「耳の聞こえの状態を測定している」と店員に声をかけられ、測定結果から「補聴器を必要とするギリギリのライン。早めに補聴器をつけないと認知症になりやすい」と不安をあおられ購入したが、医師から「耳は正常で必要ない」と言われた。

【通信販売】 「小さな声が聞き取りにくい」と言う母のために、通信販売で補聴器を購入した。購入前に「S・M・Lとサイズ変更ができるキットが付いているので、全ての人に対応可能」と説明を受けたが、母には合わなかった。返品を申し出たら「電池を入れて通電しているので返品は受けられない」と断られた。

補聴器購入に際してのアドバイス

補聴器の購入は販売側の専門性やメンテナンス体制も重要なポイントです。また「聞こえ」の状態はひとりひとり異なります。補聴器には様々なタイプ（耳穴型、耳かけ型、ポケット型、メガネ型等）があることから「聞こえ」や「用途」「使いやすさ」が自分に合っているかどうか、しっかり確認して選ぶことが大切です。実生活で聞こえにくいと感じたら、まずは専門医の診断を受けましょう。



お知らせ

鳥取県消費生活センター 多重債務・法律相談会 (4月・5月分／中部会場)

弁護士、司法書士による無料の面接相談です。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。(事前予約制)

申込み・問合せ先：中部消費生活センター

日時：4月16日(金)
13:30～15:00
場所：倉吉未来中心
セミナールーム4.5

日時：5月21日(金)
13:30～15:00
場所：倉吉交流プラザ
第1、第2研修室

【消費生活に関する相談窓口】

中部消費生活センター ☎ 0858-22-3000

相談時間：火曜日～土曜日 / 午前9時～午後5時30分

月曜日・祝日の翌日 / 午前8時30分～午後5時 (電話相談のみ)

「消費者ホットライン」 ☎ 188

